

アジアネットワークビヨンドデザイン日本協会会則

2016年4月1日

第1章 総則

第1条 本会は、アジアネットワークビヨンドデザイン日本協会 (JAPAN Association of Asia Network Beyond Design) とする。略称をANBD JAPANとする。

第2条 本会は、国際組織である、アジアネットワークビヨンドデザイン協会 (Association of Asia Network Beyond Design、ANBDと略す) において決議された諸原則の精神にのっとり、ANBD及び各地域のANBD組織と協調を保ち、国際的な交流を促進し、アジアのアート並びにデザインの文化的アイデンティティを創造することを目的とする。

第3条 本会は、自主性を堅持して運営する。

第4条 本会は事務局を置く。事務局については別に定める。

第5条 本会の公告は、本会発行の定期行物もしくは、Webページに掲載して行う。

第6条 本会の解散は、会員の三分の二の賛成による。

第2章 会員

第7条 本会は、会員をもって組織する。

第8条 会員として加入しようとする者は、別に定める規則に従って、その申込をしなければならない。また、会員は、何時でも退会することができる。

第9条 会員は、次に掲げる権利を有する。

(1) この規則の定めるところにより、本会の役員を選出し、並びに選出されること。(2) 毎事業年度の本会の業務及び収支決算の報告を受けること。この報告は、公告をもって代えることができる。

(3) 本会に対し、その業務の運営に関し、理事会を通して意見を述べること。

第10条 会員は、次の二種類とする。

(1) 正会員

年会費8000円をおさめる正会員は、役員選挙権を有し、書籍1セットを受け取ることができる。別途の出展料の支払いにより作品を出展することができる。

(2) 年度会員

出展料のみを支払う年度会員は、日本で開催されるANBD展において展示を行うことができる。年会費は出展料に含むものとする。仕事を有しない学生(大学院生を含む)は、年度会員のみで正会員になることはできない。

第3章 役員

第11条 本会は役員として、会長(1名)、理事(5名~10名)、監事(2名)をおく。役員は選挙により正会員のなかから選出される。会長は本会を代表し、会務を総理する。理事は業

務を掌理する。監事は、本会の業務を監査する。また必要に応じて特任理事を設けることができる。

第12条 役員の任期は3年とし、2期までの再任を可とする。

第13条 会長と理事をもって理事会を構成し、理事会は、重要な業務の執行について審議する。

- (1) 会長は、理事会を招集し、その議長となる。
- (2) 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決す。
- (3) 緊急の議案についてはメールで理事全員の承諾をとり、議決することができる。

第4章 業務及びその執行

第14条 本会は、第2条の目的を達成するため、

- (1) 展覧会の開催
- (2) 展覧会作品集の刊行と販売
- (3) シンポジウム、セミナーの開催
- (4) 国内外の組織との交流
- (5) 業績の表彰
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な業務を行う。

第15条 本会は、第2条の目的を達成するため、本会の活動に対して支援を求めるために名誉会員(honorary fellow)の称号を授与することができる。

第5章 資産及び会計

第16条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第17条 本会の資産は、本会の所有する動産、会費、事業収入及び寄附金品、委託収入及び補助金、資産より生ずる収入からなる。

第18条 本会は営利を目的にせず、本会の役員および会員に余剰金の分配は行わない。

第6章 その他

第19条 ここに定めない事項については、理事会の審議を経て定める。

附則

この規則は、2016年4月1日に制定し、同日から施行する。